

## 候補者向け高知県産業人材定着支援事業 Q & A

Q	A
1 実際にもらえる支援金の額は いくらになりますか？	<p>支援金の上限は、4年間貸与を受けていた場合は120万円、6年間貸与を受けていた場合は、180万円となっています。</p> <p>支援金の支給は、4年間及び8年間の就業確認後の2回に分けて行われます。</p> <p>1度目の支給では、毎月の返還額×42月分(3年6月分※)が支給されます。 ※初年度は10月から返還開始のため</p> <p>2度目の支給では、毎月の返還額×48月分(4年分)が支給されます。</p> <p>(例) 毎月12,857円を返還している場合の支援金額</p> <p>4年間の就業確認後：12,857円(毎月の返還額)×42か月=539,994円</p> <p>8年間の就業確認後：12,857円(毎月の返還額)×48か月=617,136円</p> <p style="text-align: right;">合計1,157,130円</p>
2 現況報告書はいつ提出しますか？	毎年、4月30日までに提出してください。
3 住所が変わりました。 何か提出が必要ですか？	<p>変更等届出書の提出が必要です。</p> <p>住所の変更だけでなく、氏名変更や休職、産前産後休暇取得、奨学金返還猶予などについても変更等届出書の提出が必要です。</p>
4 支援金の交付を申請するときに 提出する書類を教えてください。	<p>以下の3点を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金交付申請書兼請求書(第10号様式)</li> <li>・在職証明書</li> <li>・日本学生支援機構への返還状況を証明することができる書類 (スカラネット個人ページの写し、奨学金返還証明書等)</li> </ul>
5 支援金交付申請書兼請求書は いつ提出しますか？	<p>就業後4年又は8年が経過した日から3か月以内に提出してください。</p> <p>該当者には事前に電子メール等でお知らせします。</p>
6 支援金交付申請書兼請求書を提出する年 も現況報告書を提出する必要はありますか？	<p>提出していただく必要があります。</p> <p>それぞれ提出期限が異なりますので注意してください。</p> <p>支援金交付申請書兼請求書： 6月30日(4年又は8年経過後3か月以内)</p> <p>現況報告書： 4月30日(毎年)</p>
7 提出書類の様式はどこにありますか？	HPに掲載していますので、そちらをご活用ください。
8 スキルアップのための転職や結婚、妊娠、 出産に伴う退職は、 条例第9条第2項の「やむを得ない事情」 による退職に該当しますか？	<p>該当しません。</p> <p>「やむを得ない事情」は、本社の県外移転や会社からの解雇を想定しています。</p>

9	人事異動で県外の事業所に勤務することとなった場合はどうなりますか？	高知県内に本社・本店を有する会社、もしくは高知県内に主たる事業所・事務所を有する個人事業主に雇用されている場合は、継続して支援を受けられます。
10	産休や育休、病休となった場合はどうなりますか？	離職していなければ本制度の対象となりますので、変更等届出書を提出してください。 なお、奨学金を返還中の場合、産休と育休は就業期間に含まれますが、病休は就業期間に含まれません。
11	奨学金をまとめて全額返還した場合、支援金の額はどうなりますか？	全額返還以前の返還月額をもとに支援金額を算定しますので、支援金の額が変わることはありません。
12	奨学金の返還を猶予・免除された場合はどうなりますか？	奨学金の返還を猶予された期間は、就業期間に含まれません。 奨学金の返還を免除された場合は、支援候補者資格を喪失します。
13	奨学金の返還を滞納した場合はどうなりますか？	短期間の滞納により、即座に支援候補者の資格を喪失するわけではありません。 ただし、長期間の滞納や県及び日本学生支援機構への不誠実な態度は、条例第9条第1項第9号の「知事が支援候補者として不相当であると認めたととき。」に該当し、資格取消し事由となります。
14	月々の奨学金返還額を変更した場合、支援金の月額はどうなりますか？	支援金額を算定するための返還月額は ①機構へ返還している学資金の月額 ②機構が定める返還想定月額 のうち <b>いずれか少ない額</b> となります。 (例1)就業5年目に毎月の返還額を12,857円から15,000円に <b>増額</b> した場合 4年間の就業確認後：12,857円（毎月の返還額）×42か月=539,994円 8年間の就業確認後：12,857円（毎月の返還額）×48か月=617,136円 合計1,157,130円 (例2)就業5年目に毎月の返還額を12,857円から10,000円に <b>減額</b> した場合 4年間の就業確認後：12,857円（毎月の返還額）×42か月=539,994円 8年間の就業確認後：10,000円（毎月の返還額）×48か月=480,000円 合計1,019,994円 参考：返還想定額 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/henkan_hoshiki/kappu/sample/daijaku.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/henkan_hoshiki/kappu/sample/daijaku.html</a>